

しょうがいしゃ じ しょうがいしゃ じゅきゅうしゃ みなさま  
障害者(児)サービス受給者の皆様へのお知らせ

# そうだんしえん じっしほしょ 相談支援におけるモニタリングの実施場所

## かん くに しめ に関する国が示すルールについて

あいらしちいきじりつしえんきょうぎかい そうだんしえんぶかい し  
【**奈良市地域自立支援協議会 相談支援部会**からののお知らせです】

### Q. そもそも……モニタリングってなに???

**モニタリング**……そうだんしえんせんもんいん相談支援専門員が、とりようけいかく しょうがいじしえんりようけいかく さくせいごサービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成後、りようしゃ しょうがいじ および かぞく ふくし どう じぎょう おこなものどう れんらく けいぞくてき おこな利用者(障害児)及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行いながら、さだめられたきかん定められた期間ごとに利用者(障害児)の居宅(等)を訪問し、利用者等(障害児等)への面接を通して、とりようけいかく しょうがいじしえんりようけいかく じっしじょうきょう はあくサービス等利用計画(障害児支援利用計画)の実施状況を把握すること

### じっしほしょ モニタリングの実施場所

しょうがいしゃ りよう ばあい きやたく しょうがいしゃしえんしせつどう にゅうしょせつ せいしんかびょういん  
障害者の利用の場合：居宅、障害者支援施設等(入所施設)、精神科病院

しょうがいじ りよう ばあい きやたく  
障害児の利用の場合：居宅



りようしゃ ふだんせいかつ ぼしょ じっし  
⇒**いずれも、利用者が普段生活している場所で実施**

※相談支援におけるモニタリングにおいて、居宅を訪問するのは、担当の相談支援専門員です(通所先の支援員等、その他関係者は相談支援におけるモニタリングにおいては訪問しません)。

### つうしょさき じぎょうじょうどう きやたく ふだんせいかつ ぼしょ じっし ひつよう Q. なぜ、通所先の事業所等ではなく居宅(普段生活している場所)で実施する必要があるの???

○ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、とりようけいかくおよ しょうがいじしえんりようけいかく しょうがいしゃおよ しょうがいじ にちじょうせいかつぜんばん しえん障害者及び障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、かんてん た さくせい じゅうよう せいかつじょうきょう じゅうぶんはあく ひつよう はあく生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、しょうがいじおよ かぞく きと しょうがいしゃおよ しょうがいじ きよしょ ひごろせいかつ障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、障害者及び障害児が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるので、ようす せいかつかんきょうどう じっち かくにん ひつよう しょうがいふくし じぎょうじょうどう いちじてき たいざい障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合には適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められず、ぼしょ ほうもん めんせつ おこな ばあい てきせつ また おこな みと自宅訪問が必要であるため(厚生労働省 相談支援に関するQ&A 4~5頁)。

しょうがいしゃ じ しょうがいしゃ じゅきゅうしゃ みなさま そうだんしえんせんもんいん  
障害者(児)サービス受給者の皆様におかれましても、相談支援専門員によるモニタリング

てきせい じっし きょうりよく ふめい てん たんどう そうだんしえんじぎょうしょ かくにん  
の適正な実施にご協力ください。不明な点は、担当の相談支援事業所にご確認ください。